

きこえない・きこえにくいって どんなこと

～適切な合理的配慮のために～

きこえない・きこえにくい人に会ったことがありますか？

手話をコミュニケーションの手段とするきこえない人（ろう者）だけでなく、日本語でコミュニケーションするけれど音声は受け取りにくい難聴者（きこえにくい人）、加齢によりきこえにくくなった人など、想像以上に多くの方がコミュニケーションの壁を感じています。また、外見からは分からないため、誤解を受けたり、孤立してしまったりすることも少なくない、難しい面のある障害です。

令和6年（2024年）4月1日から「改正障害者差別解消法」により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

正しく理解していただくことが大きな助けとなり、適切な合理的配慮につながります。

きこえない・きこえにくいことについて学んでみませんか。



🌀 内容

- 聴覚障害の基礎知識
- きこえない人への対応方法
- きこえにくい人への対応方法

◎ご希望があれば簡単な手話
…など

費用は無料です

- ・5人以上のグループでお申込みください。
- ・日時・講座の詳細はご相談ください。
- ・裏面申込書にて、社会福祉課までお申込みください。

お問合せ

西脇市役所 社会福祉課 障害福祉担当
〒677-8511 西脇市下戸田 128 番地の1
電話：0795-22-3111 （内線 1147）
FAX：0795-22-6037
Eメール：syogai-fukushi@city.nishiwaki.lg.jp



手話講座申込書

年 月 日

西脇市社会福祉課長

住 所

団 体 名

代 表 者 名

下記の通り申込みをします。

テーマ	
希望日時	第1希望 月 日 () 時 分～ 時 分
	第2希望 月 日 () 時 分～ 時 分
予定会場	会場名
	所在地
予定人数	人
打ち合わせ担当者	担当者名
	連絡先 電話：
	FAX：
	Eメール：
準備物	() パソコン (パワーポイントの使えるもの)
	() プロジェクター
	() スクリーン(ホワイトボードでも可)
	※準備していただけるものに○をつけてください。

《問合せ先》

西脇市役所 社会福祉課 障害福祉担当

〒677-8511 西脇市下戸田 128 番地の1

電話：0795-22-3111 (内線1147)

FAX：0795-22-6037

Eメール：syogai-fukushi@city.nishiwaki.lg.jp